フォーターランド通信

今後の目標

★洋子さん★「体力をつけて、

日でも先になるよう、

孫の世話を少しでも長くできる

続けていきたい」

家族の世話になる日が1

よう、家族を助けられるよう、

ウォーターランド南条 ☎ 0778 - 47 - 3711 ■問合せ

ウォーターランド南条

検 索

入会のきっかけ

今回は、

3世代でウォーターランドへ通われている板本ファミリー

(西大道) をご紹介します。

▼真由美さん▼「子どもたちが習っている様子を見て、 《洋子さん★「持病の進行を少しでも遅らせるため、 思った時に、 と思って入会しました_ 家族からウォーターランドのことを聞いて入会しました」 自分も泳げるかな 運 動を始めようと

現在の様子 ★洋子さん★「友達もでき、 ら理解できるようになったこと! 真由美さん♥ る時にはとても気分が良くなり、 ようになり、 子どもたちがとてもがんばっていることを自分の体験か 「嬉しかったことは、 おしゃべりが楽しく、 来て良かったなと毎回思います」 自分が上手・下手に関係なく泳げる 来る前は億劫でも

純誠さん▲「3歳からスイミングに通い、 組んでいます. 選手コースへと進み、 体調を崩すことなく目標に向かって練習に取り 育成コースを経て、4月から

純誠さん▲「ジュニアオリンピックに出場することを 真由美さん♥「バタフライでスムーズに泳げるように も元気に年を重ねていくことを目標にしています! なること、ターンができるようになること、いつまで 目標に練習に励んでいます.

お

写真左から 板本洋子さん 純誠さん 真由美さん

* 平 *土・祝

 \Box

午前10時~午後5時30分午前10時~午後8時30分

(閉館

(閉館

午後6時 午後9時 健康な生活につながっているようでした。

家族それぞれが目標を持って通う姿が励みとなり

★9月の営業時間のご案内

スタッフ一同、

皆さまのお越しをお待ちしております。

*日曜日

休館日





■問合せ

Tel 0778-23-1126 武生年金事務所 (自動音声案内「2」の後「2」選択) 町民税務課 **☎** 0778-47-8015

帰

新型コロナウイルス感染症の影響による減収を事由とする国民年金保険料免除について

新型コロナウイルス感染症の影響により国民年金保険料の納付が困難となった場合は、臨時特例免除申請を することができます。

- ◆対象となる方 臨時特例による国民年金保険料の免除・猶予および学生納付特例申請は、以下の2点をいず れも満たした方が対象になります。
 - (1) 令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと。
 - (2) 令和2年2月以降の所得などの状況から見て、当年中の所得の見込みが、現行の国民年 金保険料の免除などに該当する水準になることが見込まれること。

なお、保険料免除・納付猶予の承認を受けた期間がある場合は、保険料を全額免除した場合と比べて年金額 が低額になります。

また、免除などの承認から 10 年以内であれば、後から追納して年金額を増やすことが可能です。

◆対象期間 令和2年2月分以降の国民年金保険料が対象となります。

> 〈免除猶予〉 令和元年度分(令和2年2月~令和2年6月)

> > 令和2年度分(令和2年7月~令和3年6月)

〈学生納付特例〉令和元年度分(令和2年2月~令和2年3月)

令和2年度分(令和2年4月~令和3年3月)

◆手続きをされる方は、武生年金事務所または町民税務課までご相談ください。